

個人事業所の皆様へ

☆源泉税中間納付個別相談会のご案内☆

平素より、当会の事業活動につきましてご理解ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
さて、専従者・従業員の1月～6月分の源泉税納付につきまして、下記の通り個別相談会を開催いたします。源泉税事務についておわかりにならない方は、是非この機会をご利用ください。
また、6月より定額減税が実施となります。対象となる専従者・従業員がいる場合には源泉税の徴収事務が通常と異なりますのでご注意ください。

源泉税額が0円でも、所得税徴収高計算書（納付書）を税務署へ提出する必要があります。定額減税により納付すべき税額がなくなった場合も同様となります。（郵送可）

記

- ◇開催日時 令和6年 7月 4日（木）
9：30～16：30（休憩12：00～13：00）
- ◇会 場 三芳町商工会館 2階または3階
- ◇参加対象 納期特例適用の個人事業所
- ◇持参する物 源泉徴収簿、所得税徴収高計算書（納付書）、
前年分の源泉税関係書類、扶養控除等申告書、
定額減税関係書類（定額減税のための申告書、
各人別控除事績簿）
- ◇申し込み **完全予約制**

お電話・窓口・FAX・E-mail

※FAX・E-mailにてお申込の場合は受付完了のご連絡をいたします。
万一連絡がない場合は、お手数ですが下記までお問合せください。

- ◇問い合わせ 三芳町商工会事務局 佐々木・中村(恵)・山形
TEL 049-274-1110 FAX 049-258-2815
E-mail miyosi@syokokukai.jp

※源泉税の納付期限は7月10日（水）です

※税額表の甲欄を適用している方は、扶養控除等申告書の提出（事業主保管）が必要ですのでもう一度ご確認ください。

※税理士による個別税務相談会（無料）も行っておりますのでお気軽にお問合せください。

